

# 令和8年第8回大山町教育委員会

招集年月日 令和8年7月29日（水） 午前9時30分

招 集 場 所 名和公民館 第1会議室

出席委員

|     |  |       |     |  |       |     |  |       |
|-----|--|-------|-----|--|-------|-----|--|-------|
| 1 番 |  | 森田 圭  | 2 番 |  | 高見 法子 | 3 番 |  | 兜山 洋美 |
| 4 番 |  | 山本 健一 |     |  |       |     |  |       |

その他の出席者

## 日 程

1. 開会宣言（午前 時 分）

2. 議事日程

日程第 1 教育長報告

日程第 2 議案第 1 号 大山町立小中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

日程第 3 議案第 2 号 大山町立学校小規模特認校制度に関する要綱の制定について

3. その他

4. 次回の開催日程 令和8年 8月 日（ ） 午 時 分

5. 閉会宣言（午前 時 分）

# 報 告 事 項

| 月 日     | 曜日 | 件 名                                   |
|---------|----|---------------------------------------|
| 7 月 2 日 | 木  | 境港市・西伯郡教育長研修会 ～4日(土)(視察:北海道(小樽市→札幌市)) |
| 6 日     | 月  | 地域教育連携会議、職員労働組合町長交渉                   |
| 7 日     | 火  | 学校訪問(大山西小学校)                          |
| 8 日     | 水  | 全員協議会、臨時議会、連絡調整会議                     |
| 9 日     | 木  | 小規模特認校打ち合わせ、教育長歓迎会                    |
| 13 日    | 月  | 教育出版社来局                               |
| 14 日    | 火  | 英語専科授業参観                              |
| 15 日    | 水  | 田中統括監・末次課長来局                          |
| 16 日    | 木  | 計画訪問(大山きやらぼく保育園)                      |
| 17 日    | 金  | 鳥取県市町村教育委員会研究協議会定期総会・研究大会(倉吉市)        |
| 22 日    | 水  | 連絡調整会議、管理職会議                          |
| 23 日    | 木  | 保健福祉と教育の連携協議、西部地区市町村教育長連絡協議会          |
| 24 日    | 金  | 大山地区小中連携部会研修会・講演                      |
| 28 日    | 火  | 大山口列車空襲慰霊祭、西部町村教育長会                   |
| 29 日    | 水  | 定例教育委員会、町初任者研修会                       |

## 今 後 の 予 定

|      |   |                  |
|------|---|------------------|
| 30 日 | 木 | 計画訪問(名和さくらの丘保育園) |
| 31 日 | 金 | 計画訪問(中山みどりの森保育園) |

議案第 1 号

大山町立小中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

大山町立小中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定めたいので、承認を求める。

令和 8 年 7 月 2 9 日

大山町教育委員会教育長 坂下 裕一

大山町立小中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

大山町立小中学校通学区域に関する規則（平成17年教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後                                                                                                             | 改正前             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 第 4 条 略<br><u>2 前項の規定にかかわらず、小規模特認校（第2条第1号で定める学区外からの就学を認める学校をいう。）への就学を希望する場合は、別に定める手続により教育委員会の許可を受けなければならない。</u> | 第 4 条 略<br>（新設） |

附 則  
この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

大山町立小中学校通学区域に関する規則

平成17年3月28日

教育委員会規則第13号

(趣旨)

第1条 大山町立小中学校の通学区域(以下「学区」という。)に関しては、この規則の定めるところによる。

(学区)

第2条 学区は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 小学校 別表第1のとおりとする。
- (2) 中学校 別表第2のとおりとする。

(就学すべき学校の指定)

第3条 小中学校に入学する者又は在学する者は、住所地の属する学区の学校に入学又は在学しなければならない。ただし、教育委員会において相当と認めたときは、別に入学又は在学すべき学校を指定することができる。

(保護者の申立てによる就学学校の変更)

第4条 保護者は、次に該当する場合において、就学学校変更申請書(別記様式)にその理由を証するに足る書類を添えて、教育委員会へ提出し、その許可を受けたときは、前条の規定にかかわらず、児童生徒等を学区外の学校に就学させることができる。

- (1) 児童生徒等の保護監督上必要と認めたとき。
- (2) 児童生徒等の身体の障害又は虚弱のため指定した学校へ通学することが困難と認めたとき。
- (3) 近い将来他の学区に転居することが確実と認めたとき。
- (4) その他教育委員会が必要と認めたとき。

2 前項の規定にかかわらず、小規模特認校(第2条第1号で定める学区外からの就学を認める学校をいう。)への就学を希望する場合は、別に定める手続により教育委員会の許可を受けなければならない。

(指定の取消し)

第5条 この規則に違反して、就学している場合には、その指定を取り消すものとする。

(その他)

第6条 この規則の施行に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則  
この規則は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。

附 則(平成 18 年 4 月 1 日教委規則第 7 号)  
この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 4 月 1 日教委規則第 1 号)  
この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 5 月 14 日教委規則第 5 号)  
この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 4 月 17 日教委規則第 7 号)  
この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 5 月 27 日教委規則第 3 号)  
この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 30 日教委規則第 2 号)  
この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 2 月 20 日教委規則第 2 号)  
この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 8 年 7 月 29 日教委規則第●号)  
この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1(第2条関係)

| 学校名    | 通学すべき区域(部落)                                                                                                       |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中山小学校  | 旧中山町のうち香取を除く区域                                                                                                    |
| 名和小学校  | 旧名和町のうち香取弥生を除く区域                                                                                                  |
| 大山小学校  | 大山、種原、飯戸、今在家、佐摩、宮内、平、坊領、蔵岡、前、畑、別所、原、明間、あけまの森、今在家住宅、香取上、香取下、旧中山町香取及び旧名和町香取弥生、赤松、中楨原、美野留、下楨原、大谷及び一の谷                |
| 大山西小学校 | 平田、上万、稲光、妻木、荘田、長田、富岡、安原、保田、福尾、上野、所子、平木、神原、上中高、中高一、二、三区、中高西区、野田、清原、唐王、大山口、大山口団地、新栄、栄、末長、国信、末吉、あずみの郷、大山口新団地、ニューヴィータ |

別表第2(第2条関係)

| 学校名   | 通学すべき区域(部落)        |
|-------|--------------------|
| 中山中学校 | 中山小学校の通学区域         |
| 名和中学校 | 名和小学校の通学区域         |
| 大山中学校 | 大山小学校及び大山西小学校の通学区域 |

(別記様式) (第4条関係)

年 月 日

大 山 町 教 育 委 員 会 様

保 護 者  
住 所  
氏 名

就 学 学 校 変 更 申 請 書

第 8 条  
下 記 の と お り、学 校 教 育 法 施 行 令 の 規 定 に よ る  
第 9 条

学 区  
外 就 学 さ せ た い の で、承 認 を 受 け る た め 申 請 し ま す。  
区 域

|                  |         |          |               |       |       |
|------------------|---------|----------|---------------|-------|-------|
| 児<br>童<br>生<br>徒 | 氏 名     |          |               |       |       |
|                  | 生 年 月 日 |          | 年 月 日         | 年 月 日 | 年 月 日 |
|                  | 学 年     |          | 小・中 年         | 小・中 年 | 小・中 年 |
|                  | 住<br>所  | 現(住民登録地) |               |       |       |
|                  |         | 新(居住地)   |               |       |       |
| 就学希望学校           |         |          | 学校            | 学校    | 学校    |
| 正規就学学校           |         |          | 学校            | 学校    | 学校    |
| 就学希望期間           |         |          | 年 月 日 ～ 年 月 日 |       |       |
| 変更理由             |         |          |               |       |       |

議案第 2 号

大山町立学校小規模特認校制度に関する要綱の制定について

大山町立学校小規模特認校制度に関する要綱を次のように定めたいので、承認を求める。

令和 8 年 7 月 2 9 日

大山町教育委員会教育長 坂下 裕一

大山町立学校小規模特認校制度に関する要綱

大山町教育委員会告示第 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大山町立小中学校通学区域に関する規則（平成 17 年大山町教育委員会規則第 13 号。以下「規則」という。）第 4 条第 2 項の規定に基づき、規則第 2 条第 1 号で定める学区外からの就学を認める学校（以下「小規模特認校」という。）への就学の手続等に関して、必要な事項を定める。

(小規模特認校の指定)

第 2 条 小規模特認校は、大山町立大山小学校とする。

(運用)

第 3 条 小規模特認校への就学は、この要綱に定めるもののほか、学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 8 条の規定に基づき、保護者の申立てによる就学学校の変更により行う。

(就学時期)

第 4 条 小規模特認校への就学時期は、毎年 4 月 1 日を原則とする。ただし、教育委員会が特に認めた場合は、この限りでない。

(就学条件)

第 5 条 小規模特認校への就学を希望する小学校に就学する者及び就学している児童（以下「児童等」という。）並びに保護者は、次の各号の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 児童等及び保護者が現に大山町内に居住し、又は就学までに大山町内に転入する見込みがあること。
- (2) 小規模特認校の教育方針等に賛同し、協力すること。
- (3) 通学は、保護者の負担と責任において行うこと。
- (4) 原則として、卒業までの間、就学することができること。

(定員)

第6条 小規模特認校の受入学年及び定員については、小規模特認校の児童数等を勘案し、教育長が別に定める。

(就学の手続等)

第7条 小規模特認校に就学を希望する児童等の保護者（以下「申請者」という。）は、小規模特認校就学申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を小規模特認校の校長（以下「校長」という。）を通じて、教育委員会に提出する。

2 校長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る申請者及び児童等と面接を行い、小規模特認校就学希望児童に係る意見書（様式第2号。以下「意見書」という。）を作成し、前項の申請書と併せて教育委員会に提出する。

3 教育委員会は、前2項に規定する申請書及び意見書が提出されたときは、小規模特認校への就学の可否について決定し、その結果について小規模特認校就学許可通知書（様式第3号）又は小規模特認校就学不許可通知書（様式第4号）により、申請者及び校長に通知する。

4 教育委員会は、小規模特認校への就学を許可したときは、変更前の就学学校の校長にその旨を通知する。

(就学の許可の取消し)

第8条 教育委員会は、前条の就学の許可後、申請内容が事実と異なることが判明したとき又は第5条各号の就学条件を満たさないことが判明したときは、当該許可を取り消すことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により許可を取り消すときは、小規模特認校就学許可取消通知書（様式第5号）により、当該小規模特認校に就学している児童の保護者及び校長に通知する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和9年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 小規模特認校への就学手続その他の準備行為は、この告示の施行の日前においても、行うことができる。

様式第 1 号（第 7 条関係）

小規模特認校就学申請書

年 月 日

大山町教育委員会 様

申請者氏名  
(保護者) \_\_\_\_\_

小規模特認校への就学の許可を受けたいので、大山町立学校小規模特認校制度に関する要綱第 7 条第 1 項の規定により、以下のとおり申請します。

|                 |                      |             |      |
|-----------------|----------------------|-------------|------|
| フリガナ<br>児童氏名    |                      | 就学希望<br>学 年 | 第 学年 |
| 生年月日            |                      | 性 別         |      |
| 現 住 所           | 〒                    |             |      |
| フリガナ<br>保護者氏名   |                      | 児童との続柄      |      |
| 連 絡 先<br>(電話番号) |                      |             |      |
| 就学希望学<br>校 名    |                      |             |      |
| 就学希望<br>期 間     | 年 月 日 ～ 年 月 日 (卒業まで) |             |      |
| 就学希望<br>理 由     |                      |             |      |

| 通学等について | 方 法                                                                                                                                                                                               |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 登校時     | <input type="checkbox"/> 保護者（ ）が学校まで自家用車で送る<br><input type="checkbox"/> その他<br><div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 40px; margin-top: 5px;"></div>    |
| 下校時     | <input type="checkbox"/> 保護者（ ）が学校まで自家用車で迎えにくる<br><input type="checkbox"/> その他<br><div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 40px; margin-top: 5px;"></div> |
| 緊急時     | <input type="checkbox"/> 保護者（ ）が学校からの連絡を受けて迎えにくる                                                                                                                                                  |

(大山町外からの転入予定者のみ記入)

|              |   |
|--------------|---|
| 転入予定<br>住 所  | 〒 |
| 転 入<br>予 定 日 |   |

【就学条件】※全て満たしていること。

- ☐ 児童等及び保護者が大山町に居住し、又は就学までに大山町に転入する見込があること。
- ☐ 小規模特認校の教育方針等に賛同し、協力すること。
- ☐ 通学は、保護者の負担と責任において行うこと。
- ☐ 原則として、卒業までの間、就学することができること。

小規模特認校就学申請にあたり、上記に相違ありません。

申請者氏名  
(保護者) \_\_\_\_\_

様式第 2 号（第 7 条関係）

年 月 日

大山町教育委員会 様

校  
校長

小規模特認校就学希望児童に係る意見書

本校への就学について申請がありましたので、大山町立学校小規模特認校制度に関する要綱第 7 条第 2 項の規定により、以下のとおり意見書を提出します。

| フリガナ<br>児童氏名 |                                                                           | 就学希望<br>学 年 | 第 学年 |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------|-------------|------|
| 所 見 等        | <div><input type="checkbox"/>面接の結果、申請内容と相違ない旨を確認した。</div> <div>(所見)</div> |             |      |

様式第3号（第7条関係）

第 年 月 日 号

様

大山町教育委員会

### 小規模特認校就学許可通知書

年 月 日付で提出のありました小規模特認校就学申請について、以下のとおり許可しましたので、大山町立学校小規模特認校制度に関する要綱第7条第3項の規定により通知します。

|              |                     |             |      |
|--------------|---------------------|-------------|------|
| フリガナ<br>児童氏名 |                     | 就学する<br>学 年 | 第 学年 |
| 生年月日         |                     | 性 別         |      |
| 現 住 所        | 〒                   |             |      |
| 就学校名         |                     |             |      |
| 就学期間         | 年 月 日 ～ 年 月 日（卒業まで） |             |      |

様式第4号（第7条関係）

第 年 月 日 号

様

大山町教育委員会

### 小規模特認校就学不許可通知書

年 月 日付で提出のありました小規模特認校就学申請について、以下のとおり不許可としましたので、大山町立学校小規模特認校制度に関する要綱第7条第3項の規定により通知します。

|               |   |             |      |
|---------------|---|-------------|------|
| フリガナ<br>児童氏名  |   | 就学希望<br>学 年 | 第 学年 |
| 生年月日          |   | 性 別         |      |
| 現 住 所         | 〒 |             |      |
| 就学希望<br>学 校 名 |   |             |      |
| 理 由           |   |             |      |

様式第5号（第8条関係）

第 年 月 日

様

大山町教育委員会

### 小規模特認校就学許可取消通知書

以下のとおり、就学の許可を取り消しますので、大山町立学校小規模特認校制度に関する要綱第8条第2項の規定により通知します。

|                        |   |     |      |
|------------------------|---|-----|------|
| フリガナ<br>児童氏名           |   | 学 年 | 第 学年 |
| 生年月日                   |   | 性 別 |      |
| 現 住 所                  | 〒 |     |      |
| 就学許可<br>を取り消す<br>学 校 名 |   |     |      |
| 就学許可<br>取 消 日          |   |     |      |
| 理 由                    |   |     |      |